タイ国

タイ中央銀行

タイ国
電子記録債権サービス普及促進事業
業務完了報告書

平成 31 年 1 月

（2019 年）

独立行政法人

国際協力機構（JICA）

株式会社 三菱 UFJ 銀行

株式会社 日立製作所

民連
JR
19-007

＜本報告書の利用についての注意・免責事項＞

・本報告書の内容は、JICA が受託企業に作成を委託し、作成時点で入手した情報に基づくものであり、その後の社会情勢の変化、法律改正等によって本報告書の内容が変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは受託企業の判断によるものが含まれ、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本報告書を通じて提供される情報に基づいて何らかの行為をされる場合には、必ずご自身の責任で行ってください。

・利用者が本報告書を利用したことから生じる損害に関し、JICA 及び提案法人は、いかなる責任も負いかねます。

目次

地図 i

略語表 i

第 1 章　要約 1

1.1.　要約 1

1.1.1　本事業の背景（対象国の開発課題含む） 1

1.1.2　本事業の普及対象技術 1

1.1.3　本事業の目的／目標 1

1.1.4　本事業の実施内容 1

1.1.5　本事業の結果／成果 2

1.1.6　現段階におけるビジネス展開見込み（ビジネス展開化決定、検討、不可) 2

第 2 章　　本事業の背景 3

2.1.　本事業の背景 3

2.1.1.　対象国・地域・都市が抱える開発課題 3

2.1.2.　MUFG Bank、日立の経営戦略との関係 3

2.2.　普及対象とする技術、及び開発課題への貢献可能性 3

2.2.1.　普及対象とする技術の詳細 3

2.2.2.　普及対象と特徴（強み、弱み） 5

2.2.3.　国内外の販売実績 6

2.2.4.　技術の安全性 6

2.2.5.　対象国における競合技術との比較 6

2.2.6.　開発課題への貢献可能性 6

第 3 章　　本事業の概要 7

3.1.　本事業の目的及び目標 7

3.1.1.　本事業の目的 7

3.1.2.　本事業の達成目標（対象国・地域・都市の開発課題への貢献） 7

3.1.3.　本事業の達成目標（ビジネス面） 7

3.2.　本事業の実施内容 7

3.2.1. 実施スケジュール 7
3.2.2. 実施体制 7
3.2.3. 実施内容 9
第 4 章 本事業の実施結果 10
4.1. モックアップの製作 10
4.2. 電子記録債権制度の理解促進の為の政府間協議（MUFG Bank・日立から金融庁への状況確認と意見交換） 15
4.3. BOT へのヒアリング（第 1 回現地活動） 16
第 5 章 本事業の総括（実施結果に対する評価） 18
5.1. 本事業の成果（ビジネス面）、及び残課題とその解決方針 18
5.1.1. 本事業の成果（ビジネス面） 18
5.1.2. 課題と解決方針 18
第 6 章 本事業実施後のビジネス展開の計画 18

地図

タイ（Thailand）

略語表

略語	正式名称	日本語名称
BOT	Bank of Thailand	タイ中央銀行
MUFG Bank		株式会社三菱 UFJ 銀行
日立		株式会社日立製作所

第1章 要約

1.1. 要約

1.1.1 本事業の背景（対象国の開発課題含む）

タイにおいて、日系企業のサプライチェーン上の支払い手段は小切手が中心であり、紙媒体の事務が非常に煩雑となっている。また、地場企業では、小切手の回収遅延による集金遅延が資金圧迫の要因となっている。このような状況より、タイ中央銀行（BOT）は中小企業の担保や資本不足を指摘しており、ファイナンス環境改善の必要性を述べている。

1.1.2 本事業の普及対象技術

電子記録債権による決済・ファイナンスサービス

1.1.3 本事業の目的／目標

a. 本事業の達成目標（対象国・地域・都市の開発課題への貢献）

電子記録債権による決済・ファイナンスサービスの提供により、支払い業務の電子化や、債権回収の消し込み、小切手の回収遅延・不払い解消、資金調達円滑化を図り、タイ経済の高度化に貢献する。

b. 本事業の達成目標（ビジネス面）

事業主体となるアユタヤ銀行にて本格的なサービス検討（含むシステム面）を実施するためには、制度創設方針の決定が必要。BOT から電子記録債権制度の理解を得た上で、制度創設の足掛かりとすべく、タイ政府公式文書への電子記録債権制度検討方針の明記を目指す。

1.1.4 本事業の実施内容

a. モックアップの製作

MUFG Bank が提供する電手決済サービスの要件を参考に、タイでの利用を想定した画面モックアップ（視覚的に完成イメージを把握するための試作品のこと。今回は、エンドユーザが使うシステムの Web 画面イメージを Power Point を使用して作成）を英語版・タイ語版で製作。

b. 電子記録債権制度の理解促進の為の政府間協議に向けた日本の金融庁の状況確認

アジア諸国では、金融インフラが未整備で、日本企業の資金調達、決済、投資に多大な支障が発生していた。このため、金融庁は 2010 年 12 月に、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」でアジア諸国の実態調査等の実施方針を公表。以降、アジア各国との金融技術協力に関する覚書の締結、各国との金融制度に関する各種協議、ワークショップ開催。この中で、2011 年に金融庁はアジア諸国における電子記録債権普及の可能性調査を実施し、タイを有望国として選定。BOT に対して、タイでの電子記録債権制度化の働きかけに着手した。

BOT、金融庁の政府間協議の状況を、MUFG Bank・日立は同庁に対し定期的に確認。同庁にて、電子記録債権制度化に向けた法制面の Fit&Gap 分析（※）、BOT・金融庁の政府間協議を推進したが、BOT の電子記録債権導入に関する検討優先度は現時点高くなく、2018 年 4 月に同庁として BOT との電子記録債権導入に関する政府間協議を一時凍結する方針とすることを確認。

※タイに対する電子記録債権制度導入に向けた具体的な取組みを検討する際の参考にするため、タイの関連制度及び商習慣に関する調査研究

c. BOT へのヒアリング（第 1 回現地活動）

当初計画では、BOT・金融庁の合意事項である Fit&Gap 分析の結果報告と同じタイミングで、第１回の現地活動を MUFG Bank、日立にて実施する予定であったが、政府間協議の状況から BOT 訪問が調整できず、2018 年 10 月の BOT への日立訪問のタイミングで、直接意思を確認。

結論として、National e-Payment（タイ政府が主導する電子決済を促進するための政策や取組みの総称）が最優先となっており、電子記録債権については BOT としては非優先事項のため、現時点では検討を先に進められない状態と確認した。

1.1.5 本事業の結果／成果

BOT としては、導入検討は非優先事項としており、現時点で先に進められない状態を直接確認した。

1.1.6 現段階におけるビジネス展開見込み（ビジネス展開化決定、検討、不可)

BOT との検討を先に進めするには、タイ政府が進める National e-Payment に資する内容に大きく見直す必要がある。この為、電子記録債権に捉われない幅広い電子決済システムの提案が必要であり、現段階で今のスキームを前提としたビジネスの展開は難しい。

タイへの電子記録債権の導入に関する検討は、MUFG Bank 及び日立としては凍結するが、両社共にタイでのビジネスを拡大しており、継続してタイ経済や、タイ政府に貢献する事業を推進する。その中で、改めて電子記録債権に関し、タイ政府の期待や導入の有効性が確認された場合は、検討を再開し、タイの金融高度化に貢献していく。

第2章 本事業の背景

2.1. 本事業の背景

2.1.1. 対象国・地域・都市が抱える開発課題

タイにおける決済や、ファイナンス環境の現状を MUFG Bank・日立が本事業に先立ち調査した結果、以下のニーズが把握された。

a. ［日系企業のニーズ（30 社へのヒアリング）（2015 年 8 月頃）］
加工・組立作業等、一部工程の地場中小企業への発注が相応に存在。地場中小企業への支払は小切手が中心であり、紙媒体の事務が非常に煩雑。加えて大量の領収書処理が発生しており、強い事務合理化ニーズが存在。

b. ［地場企業のニーズ（40 社へのヒアリング）（2016 年 3 月頃）］
(1) 地場中小企業では大半の取引が小切手決済（先日付含む）による。頻繁に起きる回収遅延・集金遅延が資金繰圧迫要因となっている。
(2) 銀行振込は送金人名が表示されず、回収消込が困難なことが小切手利用を続ける理由の一つ。中小企業にも大きな事務負荷軽減ニーズが存在。

c. ［BOT のニーズ（文献調査）］
タイ政府は IT の普及、SME（中小企業）振興に国を挙げて取り組んでいる。BOT は、これに資するテーマとして電子記録債権に強い関心。法制度とともに、税務等の周辺制度も高度化を進めたい意向。2014 年 1 月 27 日付の公表資料「SMEs Finance in Thailand」で、中小企業の担保や資本不足を指摘し、中小企業のファイナンス環境改善の必要性を述べている。

2.1.2. MUFG Bank、日立の経営戦略との関係

a. MUFG Bank
アジア（全域）を第二のマザーマーケットとして位置付け、地元企業や個人向けのサービスを含む総合金融サービスの展開を加速。タイでは、2013 年 12 月タイで 5 番目の資産規模を持つアユタヤ銀行を子会社化。2015 年 1 月の三菱 UFJ 銀行バンコック支店との統合以降、アユタヤ銀行は MUFG とのシナジーを発揮。タイ法人セグメントをより強化するため本事業を推進。

b. 日立
ASEAN はグローバル戦略における重要地域として、鉄道・ヘルスケア・電力・昇降機などスマートで安心・安全・快適な社会を実現するさまざまな社会イノベーション事業を展開。タイでは東部経済回廊（EEC）プロジェクトへの貢献に向け、2018 年 9 月に Lumada センターを開設し、日本、中国、米国などの IoT ソリューションの成功事例を基に、さらなる展開を図る計画。製造業の更なる効率化・経営基盤強化を支援する手段として、本事業を推進。

2.2. 普及対象とする技術、及び開発課題への貢献可能性

2.2.1. 普及対象とする技術の詳細

a. 技術

(1) 電子記録債権による決済・ファイナンスサービスを普及対象とする。本サービスは、決済及びベンダーファイナンスに電子記録債権を活用し、利便性を向上したもの。日本のベンダーファイナンスは一括決済と呼ばれ、都市銀行や主要な地域金融機関が製造業の主要顧客を中心に提供し広く普及してきたサービスであり、以下 2 つの機能をシステム的に提供する。

(a) 債務者企業がサプライチェーンに対して行う支払を、金融機関が一括して代行する。

(b) 通常、支払は指名債権となって一定の支払サイトを持つが、サプライヤーのニーズに応じて金融機関が指名債権を買い取る（ファイナンスを提供する）。

(2) 本サービスの最大の特徴は、主に大企業である債務者企業の信用力によりサプライヤーから債権を買い取ることにある。通常、この債権売買は買戻義務がない形（ノンリコース）で行われ、サプライヤーから買い取った債権の回収は、債務者企業の期日支払によって行われる。このため、金融機関はサプライヤーとの取引有無や信用力に関わらず、債権買取によるファイナンスを提供できる。

(3) サプライチェーンにこのサービスを導入する意義は、債務者企業の支払事務の効率化に加え、ファイナンス機能の提供によりサプライチェーン運営の安定を図ることにある。サプライチェーンの円滑な運営が製品競争力に影響する上、災害等の環境悪化時にもサプライチェーンからの供給を早期に復旧・継続できるよう、サプライヤーの経営基盤強化を支える仕組みの一つに位置づけられる。

(4) 普及対象とするサービスは、2008 年の日本の電子記録債権法施行により利用可能となった電子記録債権により一括決済を高度化させたサービスであり、従来の一括決済の機能・特徴に加え、以下の優位性を有している。

(a) 当事者間の契約のみに基づく指名債権とは異なり、政府の認可を受けた記録機関への電磁的記録により、債権存在の法的安定性が向上。

(b) 手形・小切手等に替わる決済手段として利用でき、現物管理等に伴うコストを低減し、盗難・紛失リスクを解消。

(c) 指名債権は流通性が殆どないが、電子記録債権は流通性があり、手形同様に受け取った債権の譲渡による支払への充当が可能。債権の分割が可能である点で手形よりも利便性が高い。

b. 製品画像

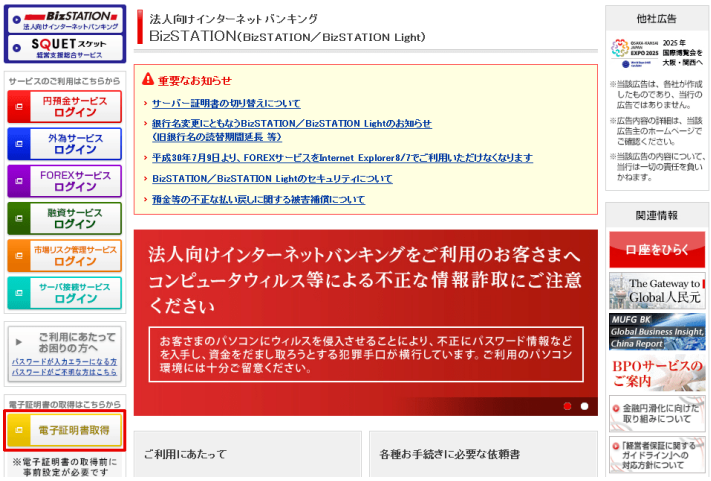

2.2.2. 普及対象と特徴（強み、弱み）

a. 電子記録債権を活用した類似サービスは MUFG Bank を含む大手 3 行が提供するサービスと、全国銀行協会の子会社である㈱全銀電子債権ネットワークが提供する「でんさい」の 4 つがある。
b. この中で、ファイナンス機能、分割・譲渡機能、ネットワークの 3 つを兼ね備えているのは MUFG Bank のサービス（商品名：電手決済サービス）のみである。

	MUFG Bank	SMBC	みずほ	でんさいネット
特徴	債務者企業の信用力により、サプライヤーに資金調達手段を提供するサプライチェーンファイナンス			全銀参加型の決済インフラ
機能① ファイナンス	○ （無審査・ﾉﾝﾘｺｰｽ）	○ （無審査・ﾉﾝﾘｺｰｽ）	○ （無審査・ﾉﾝﾘｺｰｽ）	△ （都度審査・ﾘｺｰｽ）
機能② 転譲渡	○ （譲渡機能あり）	× （譲渡機能なし）	○ （譲渡機能あり）	○ （譲渡機能あり）
ネットワーク	○ （45 金融機関）	× （単独運営）	× （単独運営）	○ （573 金融機関）

2.2.3. 国内外の販売実績

2008 年の電子記録債権法の施行後、MUFG Bank は 2009 年 8 月に金融業界で先陣を切ってサービス提供を開始。他大手 2 行は業容の情報開示がないため推定となるが、同種サービスを提供する大手 3 行間でトップシェアにあると推定している。

2.2.4. 技術の安全性

これまで 9 年以上にわたりサービス提供を行っているが、顧客の決済・ファイナンスが滞るような障害の発生はない。また、本サービスのシステムは MUFG Bank のシステム内で運用されており、安定性やセキュリティ性能が確立されている。

2.2.5. 対象国における競合技術との比較

特になし。

2.2.6. 開発課題への貢献可能性

電子記録債権による決済・ファイナンスサービスの提供により、タイの金融環境に対し以下の貢献が可能と考えている。

a. 電子記録債権による支払は、システム的な債権発生記録によってなされるため、紙媒体による業務処理負荷の大幅な軽減が可能。
b. 現状の銀行送金システムは、送金人名が表示できないため、債権回収の消し込みが大きな負荷となっており、回収確認を確実に実施するニーズから、中小企業間取引では小切手による決済が中心となっている。電子記録債権は、支払人、受取人、金額、支払期日を記録機関システムに記録し債権者に通知する仕組みであり、回収消し込みや小切手集金の負荷を解消できる。
c. 中小企業間取引で頻発する回収遅延は、小切手の集金遅延の他、先日付で振り出された小切手の不払いが原因であるが、信用力が高い債務者企業から振り出された電子記録債権の譲渡を普及させることにより、回収遅延や不払いを解消できる。
d. 信用力の高い債務者企業が振り出す電子記録債権の買取によるファイナンスサービスを提供することにより、債権を受け取ったサプライヤーは即時に資金化が可能となり、資金調達の円滑化を実現できる。

第3章 本事業の概要

3.1. 本事業の目的及び目標

3.1.1. 本事業の目的

a. 基本方針

手形決済事務の合理化や資金調達の円滑化に有用な日本式電子記録債権による決済・ファイナンスサービスの理解促進を図り、金融インフラの普及を目指す。

3.1.2. 本事業の達成目標（対象国・地域・都市の開発課題への貢献）

電子記録債権による決済・ファイナンスサービスの提供により、支払い業務の電子化や、債権回収の消し込み、小切手の回収遅延・不払い解消、資金調達円滑化を図り、タイ経済の高度化に貢献する。

3.1.3. 本事業の達成目標（ビジネス面）

事業主体となるアユタヤ銀行にて本格的なサービス検討（含むシステム面）を実施するためには、制度創設方針の決定が必要。BOT から電子記録債権制度の理解を得た上で、制度創設の足掛かりとすべく、タイ政府公式文書への電子記録債権制度検討方針の明記を目指す。

3.2. 本事業の実施内容

3.2.1. 実施スケジュール

2016 年 11 月～2019 年 2 月

3.2.2. 実施体制

a. 相手国実施機関の情報

BOT。タイへの電子記録債普及にあたって、タイ政府による制度創設方針の決定が必要であり、その足掛かりとして中央銀行である BOT から電子記録債権制度の理解を得る必要があった。

b. 各関係者の役割

(1) 事業提案者の支援体制

支援組織名	役割
MUFG Bank 決済推進部	MUFG Bank の電子記録債権の推進部署。制度設計、実務レベルでの知見・ノウハウを提供。
MUFG Bank システム部	MUFG Bank のシステム所管。日本の電子記録債権システムの知見・ノウハウ提供、アユタヤ銀行とのシステム検討にかかる協力体制を構築。
日立 金融ビジネス ユニット	MUFG Bank の電子記録債権システムの開発に参画した実績に基づく知見・ノウハウ提供、現地グループ会社によるシステムのパイロット利用を含めた協力体制を構築。

(2) 現地での支援体制

支援組織名	役割
アユタヤ銀行	タイの決済インフラ、商流分析、企業財務知見を提供
Hitachi Asia （Thailand）	現地事業者への経理実務、商習慣に関する知見のヒアリング支援の提供

3.2.3. 実施内容

表１：本事業の実施内容（概要）、達成目標及び結果

#	タスク ビジネス展開に向けて事業内に実施すべき項目	活動計画 第１回 17.11 (現地)	第２回 18.03 (現地)	第３回 18.05 (現地)	第４回 18.07 (現地)	第５回 18.09 (現地)	実施内容	目標 （事業終了時の状態）
1	電子記録債権制度の理解促進 (実施者：金融庁)						・タイ政府へ日本の電子記録債権制度を紹介 →金融庁の法制面の FiT&Gap 分析結果報告を制度理解の促進の第一弾として 2016 年 5 月に BOT と合意しているが、完了が 2018 年 4 月となり、実施に至らず。	・電子記録債権の利便性の理解促進
2	モックアップの製作						・画面モックアップ（英語版・タイ語版）を製作する →計画通り推進し、完了	・モックアップの製作を完了する
3	現地ニーズの確認						・地場企業への電子記録債権サービスの紹介・ニーズ確認 ・→BOT と金融庁の政府間協議から着手する計画(項番 1)であったが、BOT への検討状況の確認を目的に、2018 年 10 月に BOT へモックアップの説明を行った。	・電子記録債権に対する理解促進 ・現行における決済、ファイナンス面の課題洗い出し
4	制度創設への提言 (実施者：金融庁)						・タイ政府へ、企業実態を踏まえた電子記録債権制度創設への提言 →項番 1 と同様	・タイ政府による制度骨子案策定への着手
5	システム要件検討の 事前準備						・タイ政府の検討状況を踏まえつつ、制度骨子に沿ったシステム要件検討の準備 →項番 1 と同様	・要件定義に向けた事務オペレーションの課題の整理
6	制度創設への提言② (実施者：金融庁)						・制度創設方針決定に向けた制度創設案の提言 →項番 1 と同様	・タイ政府による制度創設方針の決定

第4章 本事業の実施結果

4.1. モックアップの製作

a. 製作プロセス

(1) MUFG Bank が提供する「電手決済サービス」の要件を参考に、タイでの利用を想定して必要な要件（9 シナリオ・17 機能）を MUFG Bank・日立で洗い出し。

(2) 「電手決済サービス」の画面イメージを参考に、タイでの利用を想定して必要な画面イメージ（74 シート）を日本語にて作成。

(3) 現地での説明用に、日本語で作成した画面イメージを、それぞれ英語とタイ語に翻訳。

b. 要件

(1) シナリオ

#	シナリオ名（取引立場）	詳細
①	発生を行う （支払企業）	発生画面登録またはアップロードで承認依頼 ～発生申請の承認～申請結果を照会する
②	支払い予定を照会する （支払企業）	今後の支払い予定を照会する
③	入金予定を照会する （債権者）	今後の入金予定を照会する
④	割引を行う （債権者）	割引申込または割引申込（アップロード）で承認依頼
⑤	ヘルプ画面から操作マニュアルを参照する （支払企業/債権者）	ヘルプ画面から操作マニュアルを参照する
⑥	端末の操作履歴を紹介する （支払企業/債権者）	端末取引の操作履歴を照会する
⑦	契約内容変更を申し込む （支払企業/債権者）	契約内容の変更を申し込む
⑧	メール通知先を登録する （支払企業/債権者）	メールの通知先を登録・削除する
⑨	残高証明書発行申し込みを行う （支払企業/債権者）	残高証明書の発行申込を行う

(2) 機能

#	機能名	取引立場と 対応シナリオ項番								
		支払企業			債権者			支払企業 ／債権者		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1	対顧客ホーム画面表示	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	対顧客お知らせ画面表示（支払企業）	○	○			○	○	○	○	
3	発生記録請求登録（画面登録）	○								
4	発生記録請求登録（アップロード）	○								
5	申請承認（支払企業）	○								
6	申請照会（支払企業）	○								
7	今後の支払予定_新規照会（支払企業）		○							
8	対顧客お知らせ画面表示（債権者）			○	○					○
9	割引申込				○					
10	割引申込（アップロード）				○					
11	割引担保申込の承認				○					
12	申請照会（債権者）				○					
13	今後の支払い予定_新規照会（債権者）			○						
14	端末操作履歴照会					○				
15	利用者情報変更申込（支払企業）						○			
16	通知メール送信先登録（支払企業）							○		
17	残高証明書（新規）								○	

c. 画面イメージ（英語版から、一部抜粋）

(1) 請求プロセス（支払企業に対する請求企業の請求内容の記入）

Accrual (1) ~ To fill in the data for payment ~

1. The **Applicant** fill in or upload the date required for payment and **request**.

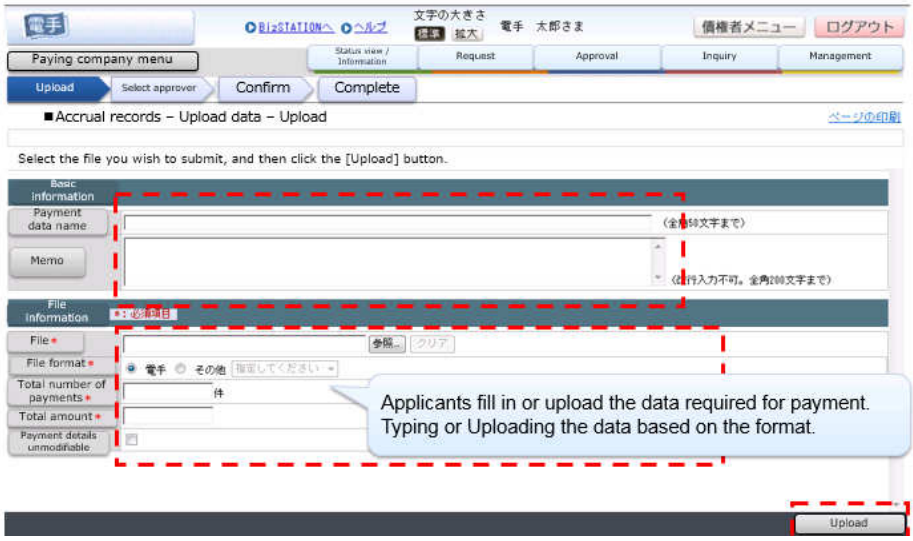

Accrual (2) ~ select approver ~

1. The **Applicant** fill in or upload the date required for payment and **request**.

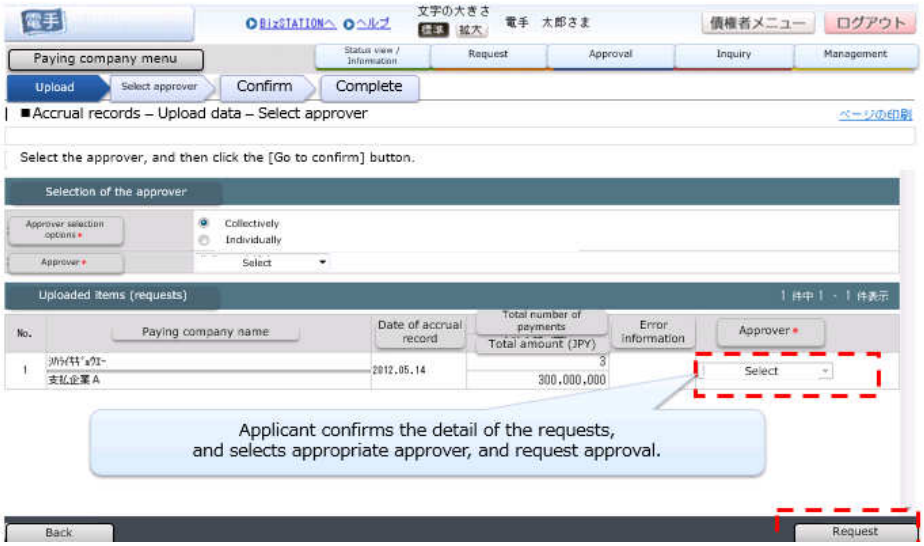

Accrual (3) ~ The completion of the request ~

1.The **Applicant** fill in or upload the necessary data for payment and **request**.

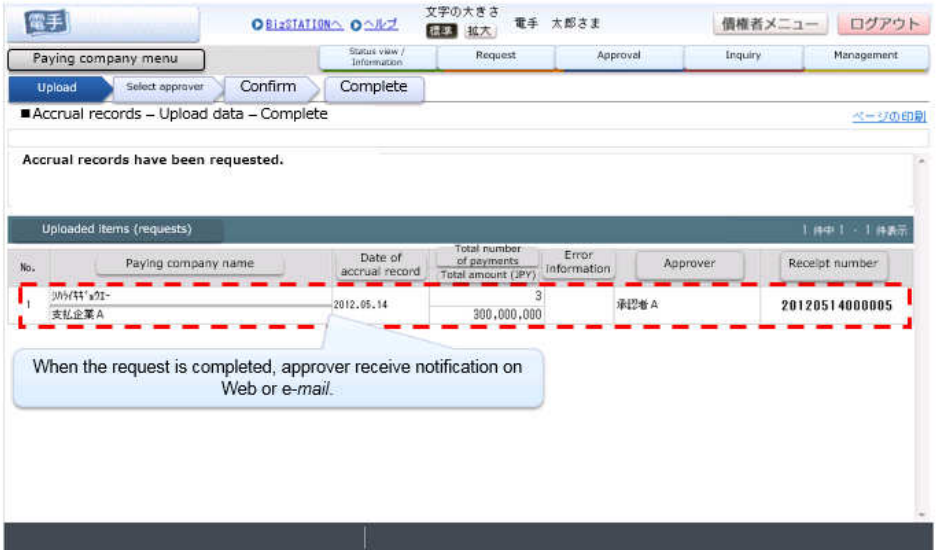

(2) 承認プロセス（請求企業の決裁者による請求内容の確認）

Approval (1) ~ To check and select the data items ~

2. The **Approver** check and **approve** the application.

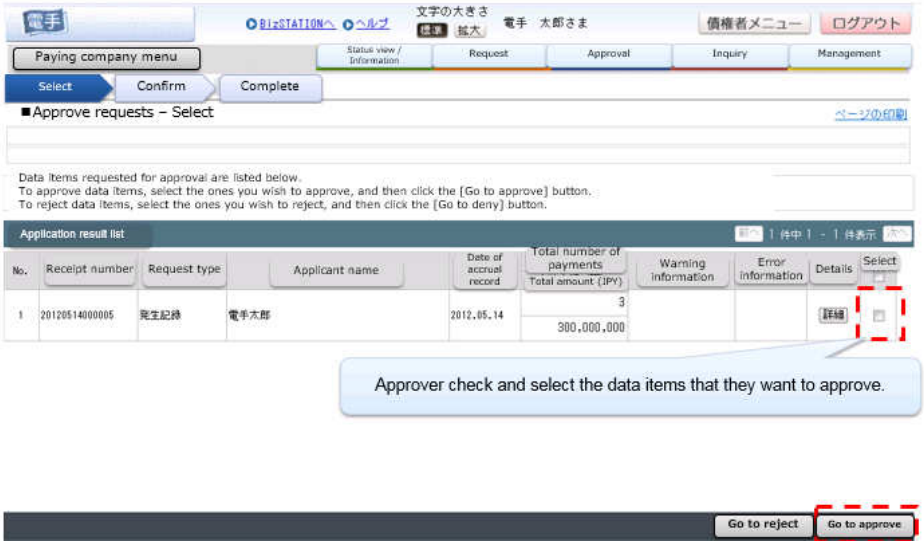

Approval (2) ~ The completion of the transaction ~

2. The **Approver** check and **approve** the application.

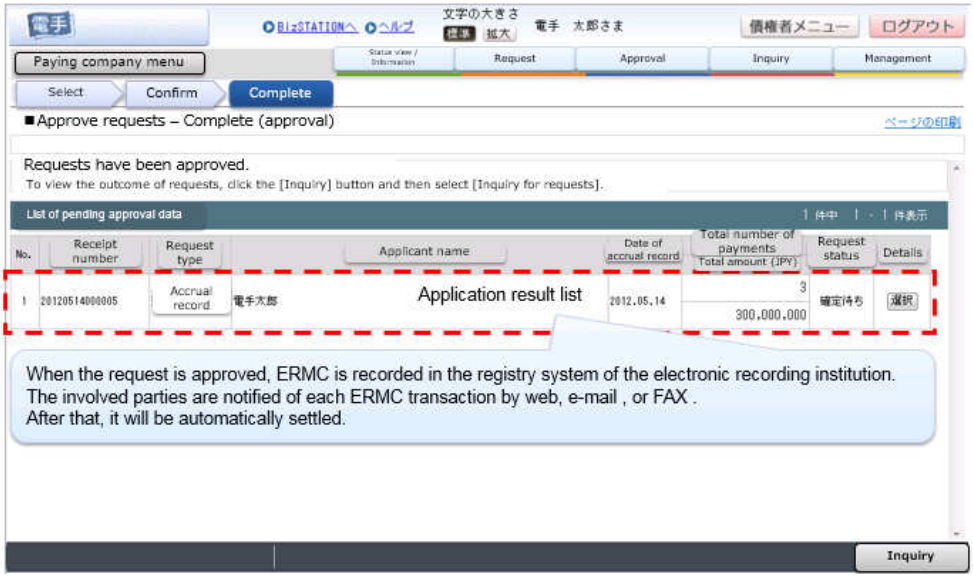

4.2. 電子記録債権制度の理解促進の為の政府間協議（MUFG Bank・日立から金融庁への状況確認と意見交換）

a. 背景

2016 年 5 月 BOT に対し、金融庁、MUFG Bank、日立にて電子記録債権の提案を実施。本サービスの普及に当っては、法整備が必須であり、タイと日本の法制面の Fit&Gap 分析をする必要がある点を BOT、金融庁で確認し、金融庁が作業を推進することとした。

b. BOT、金融庁の政府間協議の状況を、MUFG Bank・日立から同庁に対し定期的に確認

(1) 制度化に向けた法制面の Fit&Gap 分析

(a) 2017 年 2 月に金融庁が KPMG あずさ監査法人に対し、法制面の Fit&Gap 分析について委託調査事業として委託することを、MUFG Bank・日立は同月に同庁に確認。

(b) 調査は 2017 年 3 月に完了したが、金融庁内の整理が継続され、2018 年 6 月に公開。MUFG Bank、日立は 2018 年 4 月に概要を確認した。

調査報告の中では、タイへの電子記録債権を導入に当り、以下３点の特徴が挙げられた。

・タイの企業間取引においては、日本の手形に相当する法整備はあるものの、実際に利用されるのは銀行振込、小切手及び現金であり、特に券面ベースの後日払いの資金決済手段である先日付小切手が広く利用されている

・タイの先日付小切手は、支払期限について特段の法的制約が無く、当事者の合意によって数年先の支払いが可能になるなど、実質的に日本における手形と同様の役目を果たしている

・タイにおいては、2010 年 2 月に「Imaged Cheque Clearing and Archive System（ICAS）」が導入されており、券面を読み込んだ電子ファイルのやり取りを通じて決済が行なわれている

結論としては、タイに電子記録債権を導入するに当っては、先日付小切手（日本の手形同等の運用）を原型として改良した電子化の検討が優先と結論付けられた。

(2) BOT、金融庁の政府間協議

(a) 2017 年 9 月の Fin Sum（金融庁・日本経済新聞共催による、日本のフィンテックの現状と潜在力を世界に発信するとともに、日本をハブにしたグローバルなスタートアップエコシステムの構築を目指すイベント）に、電子記録債権導入の検討主体になると見られる BOT　Payment Systems Policy and Financial Technology Group を金融庁が招聘し、ご登壇。今後、タイにおいて益々Payment System における FinTech の重要性が増してくることから、積極的に Regulatory Sandbox（革新的な新事業を創出を目的として、当該事業の実証実験に対する現行法の規制適用を、対象者を限定し、一時的に停止する規制緩和策）を活用していくこと等が語られた。

一方で、BOT 来日に伴う電子記録債権に関する非公式協議の場は、都合上、設けられなかったことを、2018 年 4 月に MUFG Bank・日立から金融庁に確認。

(b) 2017 年 3 月、2018 年 1 月のタイ政府（財務省、中央銀行）、日本政府（財務省、金融庁）による Joint Work Meeting（両国間の経済・金融協力関係を更に進展させるための定期的な政府間の合同作業部会）においても、電子記録債権について、非公式協議の場はタイ側の都合上、設けられなかったことを、各会議体前後で MUFG Bank・日立は金融庁に確認。

c. 上記状況から、金融庁としては、BOT の電子記録債権導入に関する検討優先度は現時点高くなく、タイへの電子記録債権導入に関わる BOT との政府間協議を一時凍結する方針とすることを 2018 年 4 月に MUFG Bank・日立は同庁に確認。

4.3. BOT へのヒアリング（第 1 回現地活動）

a. 当初計画では、BOT・金融庁の合意事項である Fit&Gap 分析の金融庁から BOT への結果報告と同じタイミングで、第 1 回の現地活動を MUFG Bank、日立にて実施する予定であった。一方で、2018 年 4 月にタイへの電子記録債権導入に関わる BOT との政府間協議を一時凍結する方針が決定したことを MUFG Bank、日立は確認。これ踏まえ、BOT の電子記録債権検討に関する優先度を、日立で直接確認することとした。

b. タイにおいて National e-Payment 等金融面のデジタライゼーションを BOT 主導で推進しており、日立としても日本や東南アジアを中心に金融デジタルソリューションの提供を拡大している背景から、2018 年 10 月に日立のソリューションの紹介が決定。

c. 日立の金融ソリューション全般の紹介と合わせて、電子記録債権、Digital Thailand（タイ政府が主導するタイ国の ICT 化を促進するための政策）に関するヒアリングを実施した。電子記録債権については、本事業において制作した、画面モックアップを活用し、デモとして画面遷移イメージやユーザビリティについて説明を実施した。以下、BOT の意向を確認。

(1) 2016 年より、National e-Payment による電子決済及び KYC プロセス（Knowing Your Customer。新規の口座開設時に銀行側から要求される、顧客本人の身元確認のための手続きの総称）をオンラインで実行する e-KYC（従前の書類による手続きを電子化するもの）のスキームを開始。

(2) 特に前者は BOT が推進する FinTech 施策の中でも注力している分野。今回の電子記録債権を含めたその他の施策よりも、現在はこの National e-Payment の応用と普及が最優先事項となっている。

(3) National e-Payment は銀行口座番号に加えて、National ID 及び携帯電話番号を資金転送コードとして使用することができ、機関や企業による資金移転のための PromptPay システムとしても導入されている。

(4) 結論として、BOT としては、National e-Payment が最優先、かつ電子記録債権は内包されておらず、一技術として関心はあるというものの、非優先事項になっており、検討が先に進められない状態と考えている。

第5章 本事業の総括（実施結果に対する評価）

5.1. 本事業の成果（ビジネス面）、及び残課題とその解決方針

5.1.1. 本事業の成果（ビジネス面）

BOT としては、電子決済促進の為の既存の政策(National e-Payment)完遂が最優先であり、電子記録債権は技術・ユーザビリティ含めて関心はあるものの、導入検討は非優先事項として現時点で先に進められない状態を直接確認できた。

5.1.2. 課題と解決方針

法制面の Fit&Gap 整理や既存の先日付小切手の電子化まで見据えたスコープの見直し、画面モックアップによるユーザビリティの課題確認等、タイへの電子記録債権導入に当っての課題は残存。一方で、BOT との検討を先に進めるには、タイ政府が進める National e-Payment に資する内容に大きく見直す必要があり、電子記録債権に捉われない提案が必要。

第6章 本事業実施後のビジネス展開の計画

タイへの電子記録債権の導入に関する検討は、MUFG Bank、日立として凍結するが、両社共にタイでのビジネスを拡大しており、継続してタイ経済、タイ政府に貢献する事業を推進する。その中で、改めて電子記録債権に関し、タイ政府の期待や、導入の有効性が確認された場合は、検討を再開し、タイの金融高度化に貢献していく。